

建築士法第23条の6の規定による 設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

毎事業年度経過後（決算日から）3ヶ月
以内に提出してください。

徳島県知事 殿

令和〇〇年 〇月 〇日

一 級
二 級 建築士事務所 徳島県知事登録 第〇〇〇〇〇号
木 造

事務所名 徳島建設一級建築士事務所

所在地 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館2階

電 話 (088) 652-5862 番

建築士事務所の 徳島建設株式会社

開設者の氏名又は名称 代表取締役 阿波 太郎

印

（今回提出する報告書）

事業開始年月日 令和 〇〇年 〇月 〇日から

事業終了年月日 令和 〇〇年 〇月 〇〇日まで
（決 算 日）

※今回報告する事業年度の期間を記載し
てください。

- ・法人の場合は、代表印を押印して
ください（代表者氏名が自署であ
れば押印省略可）
- ・個人の場合の押印は認印で可。
（自署であれば押印省略可）

[記入注意] 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併
せて記載すること。

所属建築士名簿

フリガナ 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合 は、その旨	登録 番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
トクシマ ハコ 徳島 花子	管理建築士 一級建築士	〇〇〇〇		令和〇〇年 〇月〇〇日	構造設計 一級建築士	●●●●●	▲▲年▲月 ▲日
シク サブヲ 四国 三郎	一級建築士	△△△△		令和〇〇年 〇月〇〇日			
ケンチク ジヲ 建築 次郎	二級建築士	□□□	徳島県	令和〇〇年			
<p>・当該事業年度において所属する建築士を、管理建築士を含め全員を記載してください。</p> <p>・資格を持っていても、経営などに専念し、設計・工事監理等の業務を行わない場合は記載の必要はございません。</p> <p>・この名簿に登録されている建築士は、法第22条の2の規定により、3年ごとの定期講習の受講が義務づけられています。</p>							
<p>・一級、二級、木造建築士免許を複数所持している方は、上位免許の集計欄にのみ記載してください。</p> <p>・構造設計一級建築士免許、設備設計一級建築士免許を所有している方は、重ねて記載してください。</p>							
計 3 名			一級建築士	2	名		
			二級建築士	1	名		
			木造建築士		名		
			構造設計一級建築士	1	名		
			設備設計一級建築士		名		

